

○南砺市誕生20年プロジェクト市民活動応援事業補助金交付要綱

令和6年4月17日

告示第109号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号）第20条の規定に基づき、南砺市誕生20年プロジェクト市民活動応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、市民活動の活性化を図るため、市誕生20年を機会に、地域資源を活用し、子どもや若者と一緒に地域の未来を考え、地域での暮らしを楽しむコミュニティ活動を行う団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象団体等)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内の地域づくり協議会、町内会、自治会及び集落

(2) 市内に事務所及び活動場所を有するNPO、市民活動団体等

2 複数の団体が共同で同一の事業を実施する場合は、これらの団体は一つの団体とみなす。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(1) 市民が地域の良さや資源を再認識する事業

(2) 市民の誇りと地域への愛着を深める事業

(3) 市民同士や市民と地域のつながりをつくる事業

(4) 地域や身近なコミュニティを考える若者を増やす事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

(1) 反社会勢力、政治、宗教又は選挙活動にかかわる事業

(2) 国、地方公共団体その他の機関から助成を受けている事業

- (3) 特定の団体の宣伝など、営利活動を目的とする事業
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反すると市長が認める事業
(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 同一団体に対する補助金の交付は、1回限りとする。
- 3 補助金の額は1,000円未満の端数を切り捨てとする。

(補助事業の採択申請、採択及び通知)

第6条 補助金の交付を受けようとする第3条に規定する団体（以下「申請団体」という。）は、南砺市誕生20年プロジェクト市民活動応援事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請があったときは、別に定める選考委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、市長は、採択を決定された申請団体に、その結果を通知するものとする。

- (1) 申請事業が補助金の趣旨や条件に合致していること。
- (2) 申請事業の内容に公益性があること。
- (3) 成果を挙げるために具体的な計画・予算・人的資源があること。
- (4) 地域の連携が深まり、地域力の向上が期待できる事業であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準を満たしていること。

(補助金の交付の申請)

第7条 前条第2項の規定により、採択の通知を受けた申請団体（以下「補助事業者」という。）は、南砺市誕生20年プロジェクト市民活動応援事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請について審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに南砺市誕生20年プロジェクト市民活動応援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助対象事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の7割以内の額を概算払により交付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ南砺市誕生20年プロジェクト市民活動応援事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)に具体的な理由を付して市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の遅延等)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに南砺市誕生20年プロジェクト市民活動応援事業遅延等承認申請書(様式第5号)を市長へ提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、南砺市誕生20年プロジェクト市民活動応援事業実績報告書(様式第6号)を市長へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ南砺市誕生20年プロジェクト市民活動応援事業補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、南砺市誕生20年プロジェクト市民活動応援事業補助金

(概算払) 請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にし、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 事業の実施方法が、不相当と認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたと認められるとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

補助対象経費	内容	補助金の額
人件費	助成対象事業に係る人件費 ※団体の通常的人件費は含まない。	補助対象経費の 10/10以内の 額とし、20万 円を上限とす る。 ※営利活動に係 る費用は補助対
報償費	講師の指導謝金等	
委託費	助成対象事業に係る委託料	
会議費	会議に伴うお茶代等(酒食は除く。)	
消耗品費	事業に使用する消耗品費	
原材料費	材料の購入費	

印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷製本費	象経費に含まない。
通信運搬費	郵便代・電話料・インターネット使用料等	
使用料及び賃借料	会場、資機材等の借上料等の経費	
保険料	行事等に係る保険料	
旅費	講師等の交通費、宿泊費等	